

板橋区災害医療連携会議設置要綱

平成25年5月1日区長決定

(設置)

第1条 震災等の大規模な災害が発生した場合において、必要とされる医療が迅速かつ的確に提供されるよう、医療救護活動を行う各関係機関の円滑な連携体制を構築するため、板橋区災害医療連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について協議及び検討を行う。

- (1) 災害時の医療体制に関すること。
- (2) 災害時の搬送体制に関すること。
- (3) 災害時の保健・衛生体制に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会議が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 会議は、健康生きがい部長及び保健所長のほか、次の各号に掲げる者19名以内の委員で構成する。

- (1) 災害医療コーディネーター
- (2) 医療関係機関が推薦する者
- (3) 警察・消防
- (4) その他区長が必要と認めた者

(任期)

第4条 前条各号に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(座長)

第5条 会議に座長を置く。

- 2 座長は、健康生きがい部長をもって充てる。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じて座長が招集する。

(会議構成員以外の者の出席)

第7条 座長が必要と認めるときは、会議構成員以外の者を会議に出席させて説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、健康生きがい部健康推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康生きがい部長が定める。

付 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。